

第 22 期第 16 回神奈川県内水面漁場管理委員会議事録

日 時 令和 8 年 3 月 17 日 (火) 午後 1 時 55 分から午後 2 時 35 分

場 所 神奈川県庁 新庁舎 5 階「第 5 会議室」

議 題

1 指示事項

- (1) 多摩川におけるしじみの採捕に係る制限及び所持等の禁止並びに共同漁業権の行使の制限について (資料 1)
- (2) コイの持ち出しの禁止及び放流等の制限について (資料 2)

2 協議事項

- (1) コイの持ち出しの承認基準について (資料 3)
- (2) 多摩川におけるしじみ採捕の承認について (資料 4 - 1 ~ 4 - 3)

3 その他

- (1) 令和 8 年 6 月の委員会開催日程について
- (2) その他

【参考資料】

- ① 東京都内水面漁場管理委員会指示 (参考資料 1)

出席者

- ・ 委 員 漁業者委員 小島 善光、濁川 謙二、平田 英二、細川 孝
遊漁者委員 伊藤 義明、長塚 徳男
学識経験委員 井貫 晴介、内田 和男、津谷 信一郎
- ・ 事務局 原事務局長、広瀬事務局長代理、竹村主事、河野主事
- ・ 県水産課 小川担当課長、仲手川 GL、片山副技幹

議 事

原事務局長

それではこれより委員会を開催いたします。

委員の皆様の出席状況について御報告いたします。本日は10名中9名の委員の御出席をいただいております。漁業法第145条第1項の規定を満たしておりますので、委員会が成立することを御報告申し上げます。

それでは議長よろしくお願いたします。

議 長
(井貫会長)

ただいまから第16回の委員会を開会いたします。本日の議題ですが、指示事項が2件、協議事項が2件とその他となっております。

議事に入る前に本日の議事録署名人を指名させていただきます。細川委員、長塚委員、よろしくお願いたします。

両委員

(了 承)

議 長

それでは議事に入ります。まず指示事項(1)「多摩川におけるしじみの採捕に係る制限及び所持等の禁止並びに共同漁業権の行使の制限について」を議題としますので、事務局から説明をお願いします。

事) 河野主事

【資料1に基づき説明】

議 長

事務局から説明がありましたが、何か御意見、御質問等がありましたらお願いします。

津谷委員

意見募集で意見を出してくださった1名の方は、遊漁者の方でしょうか。どのような属性の方なのでしょうか。

事) 河野主事

漁業者の方からの御意見でした。

議 長

他に何かございますか。

それでは、他にないようでしたら、前回も御説明がありましたし、本件については原案のとおり委員会指示を発動するというところでよろしいでしょうか。

委員一同

(了 承)

議 長

それでは、そのように決定いたします。

次に、指示事項(2)の「コイの持ち出しの禁止及び放流等の制限について」を議題としますが、これにつきましては、次の協議事項(1)の「コイの持ち出しの承認基準について」とも関連しておりますので、一括して議題とします。事務局から説明をお願いします。

事) 河野主事

【資料2、資料3に基づき説明】

議 長

事務局から説明がありましたが、何か御質問、御意見等がありましたらお願いします。

よろしいですか。承認基準についての御質問、御意見等がありましたらお

願います。

こちらよろしいですか。それでは、委員会指示を原案のとおり発動するということよろしいでしょうか。

委員一同
議長

(了 承)

それでは、そのように決定いたします。

また、コイの持ち出しの承認基準ですが、原案のとおり定めるということよろしいでしょうか。

委員一同
議長

(了 承)

それでは、そのように決定いたします。

続きまして、協議事項(2)「多摩川におけるしじみ採捕の承認について」を議題としますので、事務局から説明をお願いします。

事) 河野主事
議長

【資料4に基づき説明】

ただいま事務局から説明がありましたが、委員会指示が変更されるということで少々複雑になっていますけれども、何か御意見、御質問等がありましたらお願いいたします。

津谷委員

承認を求める場所なのですからけれども、新しい指示で加えた部分というのは、今回の承認申請の範囲には入るのでしたか。どこの部分になりますか。

事) 河野主事

はい。資料4-1については、点で示されている地点は、採捕禁止区域には含まれません。左上の方に斜線で示された範囲があり、こちらは一部が採捕禁止区域に重なっておりますが、資料4-1の申請については、こちらの範囲では採捕は行わないと聞いています。

昨年7月に申請された資料4-3については、同じような区域で申請が出ておりまして、資料4-3ですと3ページになりますが、左上の斜線部分の半分から左のあたりまでが採捕禁止区域に重なっており、こちらの申請については、この範囲で採捕を行うということです。

津谷委員

承認を受ける場所なのですが、承認申請が出ている3ページの図では、神奈川県漁業権に関する部分に限定して、承認を求める形になっているのでしょうか。東京都側と一緒に申請される形になっているのでしょうか。

事) 河野主事

真ん中あたりに薄く入っております、蛇行した線があるかと思うのですが、こちらが都県境になっておりますので、図としては両方の区域が表示されている状態なのですからけれども、神奈川県の指示の効果が及ぶ範囲は神奈川県の区域までと考えておりますので、神奈川県分について神奈川県に申請していただいているという状況です。

津谷委員

そうしますと、採捕する重量の10kg以内というのは、あくまで神奈川県

の部分についてのみということでしょうか。

事) 河野主事
議 長 そうですね。重量も神奈川県分のみということで考えております。
 よろしいですか。他に何かございますか。
 ないようですので、資料4-1については、承認案のとおり承認すること
とし、資料4-2、4-3については、新たな委員会指示が発出された後、
改めて承認するというので、そちらについては私に御一任いただくという
ことよろしいでしょうか。

委員一同
議 長 (了 承)
 それではそのように決定いたします。
 以上で本日の議題は終了となりますが、最後に委員の皆様から何かありま
したらお願いします。

内田委員 先程のKHVの関連なのですが、記憶が曖昧ですが、以前は生きたまま持
ち出すのは禁止、死んだものは持ち出してもよかったのではないでしょ
うか。今は生体も死体も両方とも、禁止区域からは持ち出し禁止という
ように明確に変わったのでしょうか。そのあたりの経緯がわかれば教えて
いただければと思います。

水) 仲手川 GL 死亡魚を含めて持ち出し禁止となっております。
内田委員 最初から死亡も含めてでしたか。
水) 仲手川 GL はい。
水) 小川担当課長 コクチバスについては生体の持ち出しが禁止されております。ウイルスの
問題なので、コイは生きていても死んでいても原因になりますから、最
初からどちらも持ち出し禁止です。

内田委員 最初からでしたか。
水) 小川担当課長 最初からです。コクチバスについては、死んだものを持ち出すのは、放
流されても問題がないので、生体のみが禁止されているということです。

内田委員
議 長 ありがとうございました。
 他に何かございますか。
 水産課、事務局から何かありますか。
 ないようですので、本日の委員会はこれで閉会といたします。なお、次
回の委員会は、4月16日木曜日14時から開催の予定となっております
ので、よろしく願いいたします。